これまでの東京都の行政改革の取組

k-			これよりの米
見直し 事項 区分 ※1	職員定数	給 与 等	東京都監理団体
第 一 次 行 政 改 革 昭和54年度 ~昭和58年度	△9,255人 (54~58年度)	・退職手当 支給月数上限の見直し 90月→80月(57年度) ・特勤手当 256手当→182手当	統合 2団体→1団体廃止 2団体
第二次 行政改革 昭和59年度 ~昭和61年度	△4, 154人 (59~61年度)	・退職手当 支給月数上限の見直し 80月→68月(59年度) ・特勤手当 182手当→163手当	• 廃止 1 団体
第 三 次 行政改革 昭和62年度 ~平成2年度	△5,069人 (62~3年度)	・退職手当 支給月数上限の見直し 68月→62.7月(2年度) ・特勤手当 163手当→151手当	統合 12団体→6団体廃止 2団体
不 断 の 行 政 改 革 平成 3 年度 ~平成 7 年度	△4,607人 (4~7年度)	•特勤手当 151手当→144手当	・統合 2団体→1団体 ・廃止 3団体
行政改革大綱 行政改革プラン による行政改革 平成8年度 ~平成10年度	△8,429人 (8~11年度)	・特勤手当 144手当→127手当 ・平成10年度給与改定の 1年凍結 ・現業系任用制度の改正 ・調整額の見直し	・統合 ※ 2 14団体→ 8 <6>団体 ・廃止 2団体
危機突破のため の行政改革 平成11年度 ~平成15年度 都庁改革 アクションプラン ・H12.12策定	(12年度) ※清掃区移管分 (7,994人)を含まな い △1,279人 (13年度)	・旅費制度の見直し ・職員給与の削減 (時限的措置): 【一般職員】 12.4~14.3 △4% 14.8~14.12 △4% 15.1~16.3 △2% 【指定職】 12.4~14.3 △5% 14.4~14.12 △5% 15.1~16.3 △3% ・特勤手当 127手当→85手当	・監理団体改革実施計画の 策定(実績:11-15年度) ・団体数 64団体→47団体 【統合】 ※ 3 12団体→7(6)団体 【廃止】 3団体 【指定解除】 9団体 ・財政支出 △957億円 ・役員数 △45人 ・職員数 △1,683人 ・役員報酬基準の引き下げ ・役員功労金制度の廃止

見直し 事項 区分 ※1	職員定数	給 与 等	東京都監理団体
第二次都庁改革 アクションプラン ・H15. 11策定	△1, 444人 (16年度) △2, 223人 (17年度) △1, 984人 (18年度) 計△5, 651人	◇ 会議の では、	プラン(実績:15-18年度) ・団体数 47団体→41団体 ・財政支出 △536億円 ・職員数 △1,315人
行財政改革実行 プログラム ・H18.7 策定	△1, 165人 (19年度) △1, 102人 (20年度) △1, 739人 (21年度) 計△4, 006人	〈給料表の見直し〉 バス事業の現業系職 員の給料表10%引き 下げ(19年4月導入) 〈特勤手当〉 72手当→66手当	

これまでの東京都の行政改革の取組

見直し 事項 区分 ※1	職員定数	給	与	等	東京都監理団体
行プロ後の取組 平成21年度〜	△ 6人 (22年度) △ 36人 (23年度) 232人 (24年度) △ 58人 (25年度) 66人 (26年度) 588人 (27年度) 740人 (28年度)	限 59. 2 住 24 長 後 年 と の に と と と と で に と で に と で に で に で に で に で	当直 当覧 給当覧 の合 度度 度年 止し) 当し の 料の 見) の の度 と(3(27) 支(2) 見 の見 直(2) 見 総) 監級74	A245 直 定直 し字 直 合 暦 で下 手 月年 10 日 田 田 田 田 田 田 田 田 田	

^{※1} 区分の各事項は、当該年度末までに実施されたものである。

^{※2} <>内は、(株) 東京テレポートセンターにビル事業を集約化した竹芝地域開発(株) 及び東京臨海副都心建設(株) を含まない数値である。

^{※3 &}lt;>内は、(株) 東京ビッグサイトにビル事業を集約化した東京ファッションタウン(株)を含まない数値である。